

関係事業主 様

(一社)中部労働技能教習センター
(一社)更埴労働基準協会

高所作業車運転技能講習のご案内

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第15号(就業制限に係る業務)により、高所作業車運転技能講習の修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により高所作業車運転技能講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

講習日 会場	令和7年 10月 20日(月)・21日(火)	(一社)中部労働技能教習センター 長野会場 長野市松代町東寺尾2681-3 TEL026-278-9255 受付 7:45～ 開講 8:00～
	令和7年 11月 19日(水)・20日(木)	
	令和7年 12月 11日(木)・12日(金)	

※ 受講料・テキスト代税込価格 消費税10%

コース別	受講資格等	所要日数	学科	実技	受講料	テキスト代
第1コース	○ 移動式クレーン運転士免許をお持ちの方 ○ 小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方	2日	6時間	6時間	38,500円 (消費税3,500円)	2,200円 (消費税200円)
第2コース	○ 建設業法施行令第27条の3に規定する建設機械施工技術検定に合格した方 ○ 大型特殊自動車免許、大型自動車免許又は普通自動車免許を有する方 ○ フォークリフト、ショベルローダー等、不整地運搬車、車両系建設機械(整地等)・(解体用)・(基礎工所用)運転技能講習を修了された方	2日	8時間	6時間	39,600円 (消費税3,600円)	2,200円 (消費税200円)

※印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可)

■受付定員 30名 ■締切日 講習日の2週間前までにお申してください。ただし、定員になり次第締め切ります。

■申込み 受講申込書に

- ① 写真1枚 (申込前6ヶ月以内に撮影、縦3cm×横2.5cm、裏面に写した年月日と名前明記)
- ② 該当するコースの「修了証」又は「免許証」のコピー
- ③ 外国籍の方(日本語の理解が十分な方に限る)は、在留カード・住民票等の写し
- ④ **(一社)更埴労働基準協会** へお申し込みください。

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96 TEL026-292-0400・FAX026-293-0403

<http://www.k-rouki.or.jp>

■その他 「人材開発支援助成金」については、長野労働局職業安定部 職業対策課 雇用指導係 (TEL.026-226-0866) へ、お問い合わせをお願いします。